

平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 (滋賀県版)

厚生労働省が実施した、平成23年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる 高齢者虐待防止法。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果（滋賀県版）は以下のとおりであった。

なお、記載に関する留意点は次のとおりである。

- ・調査結果における比率（％）の表記は、各数値を小数点以下第2位で四捨五入している。
- ・以下の各表には、平成20年度から22年度の調査結果の数値を参考として示している。

本調査では、虐待を受けている（受けていると思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象とする（ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする）。

本調査における相談・通報件数は、平成23年4月1日～平成24年3月31日の期間に各市町で新たに相談または通報として受理した事例を原則として集計対象とする。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

(1) 相談・通報件数

平成23年度、県内の19市町で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、5件であった。（参考：H22年度の相談・通報件数は2件）

(2) 相談・通報者 (表1)

相談・通報件数 5 件の相談・通報者は、「当該施設・事業所職員」1 件、「当該施設・事業所元職員」1 件、「介護支援専門員」1 件、「県」で1 件、「その他」1 件であった。

表1 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明(匿名を含む)	合計
H23年度	人			1	1		1		1	1		5
	%			20.0	20.0		20.0		20.0	20.0		—
H22年度	人		1				1					2
	%		50.0				50.0					—
H21年度	人			1								1
	%			100.0								—
H20年度	人	1	1	1					1		1	5
	%	20.0	20.0	20.0					20.0		20.0	—

(注) %は相談・通報総数に対する割合である。

(3) 事実確認調査の状況 (表2)

相談・通報件数 5 件のうち、2 件については、事実確認調査が行われ、その結果虐待の事実が認められなかった。

3 件については、虐待の事実の判断に至らなかった事例であった。

表2 事実確認調査の状況

(件)

	H23年度	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報総数	5	2	1	5
事実確認調査を行った事例	5	1	1	4
虐待の事実が認められた事例				2
虐待の事実が認められなかった事例	2	1	1	2
虐待の事実の判断に至らなかった事例	3			
事実確認調査を行っていない事例		1		1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例				
後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例		1		
都道府県へ事実確認調査を依頼				
その他				1

事実確認調査の対象となった 5 件の養介護施設・事業所内訳は次のとおりであった。

- ・ 有料老人ホーム 1 件
- ・ 軽費老人ホーム 1 件
- ・ 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) 1 件
- ・ 介護老人保健施設 2 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報件数

平成23年度、県内の19市町で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、519件であった。(参考：H22年度の相談・通報件数は、484件)

(2) 相談・通報者(表3)

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が265人(51.1%)と最も多く、「家族・親族」が50人(9.6%)、「当該市町行政職員」が47人(9.1%)、「被虐待者本人」が38人(7.3%)、「民生委員」が32人(6.2%)であった。

※ 1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数519件とは一致しない。

表3 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
H23年度	人	265	12	32	38	50	4	47	10	64		522
	%	51.1	2.3	6.2	7.3	9.6	0.8	9.1	1.9	12.3	0.0	—
H22年度	人	260	15	31	33	48	4	40	5	56		492
	%	53.7	3.1	6.4	6.8	9.9	0.8	8.3	1.0	11.6	0.0	—
H21年度	人	260	10	44	32	33	8	32	4	41	1	465
	%	56.5	2.2	9.6	7.0	7.2	1.7	7.0	0.9	8.9	0.2	—
H20年度	人	187	18	45	19	29		30	2	37	4	371
	%	51.2	4.9	12.3	5.2	7.9		8.2	0.5	10.1	1.1	—

(注) %は相談・通報総数519件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 事実確認調査の状況(表4-1)

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が513件、「事実確認調査を行っていない事例」が14件であった。

「事実確認調査を行った事例」513件のうち509件について「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われており、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が407件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が102件であった。また、「立入調査により事実確認調査を行った事例」については1件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」14件についての内訳は、「相談・通報を

受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が 8 件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 6 件であった。

※ 「事実確認調査の状況」の対象件数は 513 件であるが、この中には相談・通報は平成 23 年 3 月末までにあり、その事実確認の対応が平成 23 年度中に実施された事例の件数が含まれているため、(1)の相談・通報件数 519 件とは一致しない。

表4-1 事実確認調査の状況

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	524	100.0	510	100.0	478	100.0	381	100.0
事実確認調査を行った事例	513	97.9	487	95.5	461	96.4	363	95.3
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	509	97.1	487	95.5	459	96.0	363	95.3
訪問調査により事実確認調査を行った事例	407	77.7	348	68.2	314	65.7	222	58.3
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	102	19.5	139	27.3	145	30.3	141	37.0
立入調査により事実確認調査を行った事例	1	0.2		0.0	2	0.4		
(立入調査のうち)警察が同行した事例	1	0.2		0.0	1	0.2		
(立入調査のうち)警察に援助要請したが同行はなかった事例								
事実確認調査を行っていない事例	14	2.7	23	4.5	17	3.6	18	4.7
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	8	1.5	8	1.6	11	2.3	12	3.1
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	6	1.1	15	2.9	6	1.3	6	1.6
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 事実確認調査の結果 (表 4-2)

「事実確認調査を行った事例」513 件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。)」の総数は、342 件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待でないと判断した事例」は 89 件、「虐待の判断に至らなかった事例」は 82 件であった。

表4-2 事実確認調査の結果

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対象件数	524	100.0	510	100.0	478	100.0	381	100.0
事実確認調査を行った事例	513	97.9	487	95.5	461	96.4	363	95.3
虐待を受けた(受けたと思われた)と判断した事例	342	65.3	337	66.1	308	64.4	260	68.2
虐待でないと判断した事例	89	17.0	83	16.3	63	13.2	67	17.6
虐待の判断に至らなかった事例	82	15.6	67	13.1	90	18.8	36	9.4

以下、虐待判断事例の総数 342 件について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表5)

「身体的虐待」が205件(59.9%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が145件(42.4%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が106件(31.0%)、「経済的虐待」が73件(21.3%)であった。

※ 1件の事例に対し、種別・類型が複数の場合があるため、内訳の合計は虐待判断事例の総数342件とは一致しない。

表5 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H23年度	件数	205	106	145	1	73	530
	%	59.9	31.0	42.4	0.3	21.3	—
H22年度	件数	206	106	159	1	81	553
	%	61.1	31.5	47.2	0.3	24.0	—
H21年度	件数	183	96	134		70	483
	%	59.4	31.2	43.5		22.7	—
H20年度	件数	159	80	96	2	48	385
	%	61.2	30.8	36.9	0.8	18.5	—

(注) %は虐待判断事例の総数に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(6) 被虐待者の状況について

ア. 被虐待者の性別 (表6)

性別では、「女性」が259人(75.7%)、「男性」が83人(24.3%)と、「女性」が被虐待者の7割以上を占めていた。

表6 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
H23年度	人	83	259		342
	%	24.3	75.7		100.0
H22年度	人	99	238		337
	%	29.4	70.6		100.0
H21年度	人	75	234		309
	%	24.3	75.7		100.0
H20年度	人	54	206		260
	%	20.8	79.2		100.0

イ. 被虐待者の年齢階層 (表7)

年齢階層別では、「75～79歳」が81人(23.7%)と最も多く、次いで「85～89歳」が77人(22.5%)、「80～84歳」が69人(20.2%)であった。また、「90歳以上」は41人(12.0%)であり、これら4つの年齢階層を合わせると268人(78.4%)であり、被虐待者の8割近くが75歳以上であった。

表7 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H23年度	人	30	38	81	69	77	41	6	342
	%	8.8	11.1	23.7	20.2	22.5	12.0	1.8	100.0
H22年度	人	29	43	76	68	79	38	4	337
	%	8.6	12.8	22.6	20.2	23.4	11.3	1.2	100.0
H21年度	人	20	43	62	82	60	40	2	309
	%	6.5	13.9	20.1	26.5	19.4	12.9	0.6	100.0
H20年度	人	30	38	46	66	52	24	4	260
	%	11.5	14.6	17.7	25.4	20.0	9.2	1.5	100.0

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）

「認定済み」が273人（79.8%）であり、全体の約8割が介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、56人（16.4%）であった。

表8 被虐待者の介護保険申請状況

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
未申請	56	16.4	62	18.4	47	15.2	52	20.0
申請中	13	3.8	5	1.5	3	1.0	1	0.4
認定済み	273	79.8	270	80.1	256	82.8	203	78.1
認定非該当(自立)		0.0		0.0	3	1.0	4	1.5
不明								
合計	342	100.0	337	100.0	309	100.0	260	100.0

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表9）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表8）中において、「認定済み」であった者273人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要支援1～要介護3」が202人（74.0%）であり、要介護3以下の者が7割以上であった。

表9 要支援・要介護状態区分

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
要支援1	9	3.3	9	3.3	14	5.5	12	5.9
要支援2	10	3.7	14	5.2	14	5.5	11	5.4
要介護1	42	15.4	69	25.6	59	23.0	43	21.2
要介護2	63	23.1	61	22.6	47	18.4	39	19.2
要介護3	78	28.6	57	21.1	64	25.0	56	27.6
(要支援1～要介護3)	(202)	(74.0)	(210)	(77.8)	(198)	(77.3)	(161)	(79.3)
要介護4	53	19.4	35	13.0	39	15.2	28	13.8
要介護5	18	6.6	25	9.3	19	7.4	14	6.9
不明								
合計	273	100.0	270	100.0	256	100.0	203	100.0

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表 10）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者 273 人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が 213 人（77.0%）であり、8 割近くが認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表10 認知症日常生活自立度

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
自立または認知症なし	20	7.3	28	10.4	33	12.9	24	11.8
自立度Ⅰ	35	12.8	34	12.6	37	14.5	25	12.3
自立度Ⅱ	113	41.4	98	36.3	73	28.5	71	35.0
自立度Ⅲ	79	28.9	86	31.9	89	34.8	62	30.5
自立度Ⅳ	17	6.2	21	7.8	17	6.6	9	4.4
自立度ⅣM	4	1.5	3	1.1	7	2.7	3	1.5
認知症あるが自立度不明							5	2.5
自立度Ⅱ以上(再掲)	(213)	(77.0)	(208)	(77.0)	(186)	(72.7)	(150)	(73.9)
認知症の有無が不明	5						4	2.0
合計	273	98.2	270	100.0	256	100.0	203	100.0

(注)「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

カ. 虐待者との同居・別居（表 11）

「虐待者と同居」が 304 件（88.9%）であり、9 割近くが虐待者と同居している状態であった。

表11 虐待者と同居・別居

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
虐待者と同居	304	88.9	294	87.2	278	90.3	237	91.2
虐待者と別居	28	8.2	40	11.9	22	7.1	23	8.8
その他	7	2.0	3	0.9	8	2.6		
不明	3	0.9						
合計	342	100.0	337	100.0	308	100.0	260	100.0

キ. 世帯構成（表 12）

「既婚の子と同一世帯」が 117 件（34.2%）と最も多く、次いで「未婚の子と同一世帯」が 120 件（35.1%）であり、両者を合わせると 237 件（69.3%）と、約 7 割が「子と同居」であった。

表12 世帯構成

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
単身世帯	20	5.8	32	9.5	16	5.2	19	7.3
夫婦二世帯	51	14.9	47	13.9	38	12.3	34	13.1
未婚の子と同一世帯	120	35.1	90	26.7	82	26.6	70	26.9
既婚の子と同一世帯	117	34.2	145	43.0	141	45.8	115	44.2
その他	31	9.1	23	6.8	31	10.1	22	8.5
不明	3	0.9						
合計	342	100.0	337	100.0	308	100.0	260	100.0

ク. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表 13）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 156 人（41.3%）と最も多く、次いで「夫」が 52 人（13.8%）、「娘」が 49 人（13.0%）、「息子の配偶者（嫁）」が

49人（13.0％）の順であった。

※ 1件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数342件に対し、虐待者の総数は378人であった。

表13 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
H23年度	人	52	29	156	49	49	2	4	15	22		378
	%	13.8	7.7	41.3	13.0	13.0	0.5	1.1	4.0	5.8		100.0
H22年度	人	56	30	163	53	50	9	5	15	14		395
	%	14.2	7.6	41.3	13.4	12.7	2.3	1.3	3.8	3.5		100.0
H21年度	人	45	20	151	41	50	9	6	10	16		348
	%	12.9	5.7	43.4	11.8	14.4	2.6	1.7	2.9	4.6		100.0
H20年度	人	42	13	110	29	43	10	4	16	13	1	281
	%	14.9	4.6	39.1	10.3	15.3	3.6	1.4	5.7	4.6	0.4	100.0

（7）虐待への対応策について

ア．分離の有無（表14）

虐待への対応策としての分離の有無については、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が85件（20.9％）と、2割以上の事例で分離が行われていた。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、307件（75.4％）であった。

※ 「分離の有無」における合計件数の407件には、事実確認調査までは平成23年度末までに行われ、その対応策の実施が平成24年度に入ってから行われた事例が含まれていることから、平成23年度の虐待判断事例の総数342件とは一致しない。

表14 分離の有無

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	85	20.9	90	24.9	79	24.7	53	19.9
被虐待者と虐待者を分離していない事例	307	75.4	248	68.7	222	69.4	207	77.8
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例								
現在対応について検討・調整中の事例	3	0.7	11	3.0	4	1.3	4	1.5
その他	12	2.9	12	3.3	15	4.7	2	0.8
合計	407	—	361	—	320	—	266	—

イ．分離を行った事例の対応（表15）

分離を行った事例における対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が36件（42.4％）と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が29件（34.1％）、「医療機関への一時入院」13件（15.3％）、「緊急一時保護」3件（3.5％）であった。

なお、面会の制限を行ったのは、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」を行った36件のうちの12件、「緊急一時保護」3件のうちの3件であった。

表15 分離を行った事例の対応

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	29	34.1	33	36.7	30	38.0	21	39.6
（上記のうち）面会の制限を行った事例	—	—	2	—	—	—	—	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	36	42.4	26	28.9	20	25.3	18	34.0
（上記のうち）面会の制限を行った事例	12	—	10	—	6	—	1	—
緊急一時保護	3	3.5	6	6.7	3	3.8	8	15.1
（上記のうち）面会の制限を行った事例	3	—	2	—	1	—	—	—
医療機関への一時入院	13	15.3	11	12.2	15	19.0	4	7.5
（上記のうち）面会の制限を行った事例	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	4.7	14	15.6	11	13.9	2	3.8
（上記のうち）面会の制限を行った事例	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	85	—	90	—	79	—	53	—

(注) %は分離を行った事例の総数 85件に対する割合である。

ウ. 分離していない事例の対応 (表 16)

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 180 件 (58.6%) と最も多く、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 101 件 (32.9%)、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」が 57 件 (18.6%) であった。

表16 分離を行っていない事例の対応(複数回答)

	H23年度		H22年度		H21年度		H20年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
養護者に対する助言・指導	180	58.6	122	49.2	114	51.4	95	45.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	8	2.6	1	0.4	—	—	7	3.4
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	57	18.6	32	12.9	32	14.4	25	12.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	101	32.9	84	33.9	71	32.0	75	36.2
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	15	4.9	17	6.9	15	6.8	17	8.2
その他	14	4.6	54	21.8	58	26.1	28	13.5
見守りのみ	39	15.7	30	12.1	31	14.0	25	12.1

(注1) %は分離を行っていない事例の総数 307件に対する割合である。

(注2) 「見守りのみ」には、他の対応と重複がない事例のみ計上。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応では、成年後見制度の「利用手続き中」が 8 件、「利用開始済み」が 4 件であり、これらの合計 12 件のうち「市町長申し立ての事例」は 2 件であった。また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は 5 件であった。

3. 市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 23 年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。(表 17)

「独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」が 18 市町 (94.7%)、「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」および、「必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が 17 市町 (89.5%)、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」、「居

宅介護サービス事業者に法について周知」および「成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化」が16市町（84.2%）であり、これらは実施率が高かった。

一方、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」は7市町（36.8%）、「介護保険施設に法について周知」、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築への取組が9市町であり、地域における関係機関等との連携や調整が必要となるものについては比較的实施率が低かった。

表17 市町における体制整備等の実施状況

	H23年度末 (19市町)		H22年度末 (19市町)		H21年度末 (19市町)		H20年度末 (26市町)	
	実施市町数	%	実施市町数	%	実施市町数	%	実施市町数	%
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (当該年度中の実施状況)	16	84.2	16	84.2	16	84.2	26	100.0
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	13	68.4	14	73.7	17	89.5	23	88.5
高齢者虐待について、講演会や市町広報紙等による住民への啓発活動	14	73.7	14	73.7	12	63.2	17	65.4
居宅介護サービス事業者に法について周知	16	84.2	14	73.7	15	78.9	19	73.1
介護保険施設に法について周知	9	47.4	10	52.6	9	47.4	9	34.6
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	18	94.7	16	84.2	14	73.7	18	69.2
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	15	78.9	12	63.2	9	47.4	12	46.2
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」の構築への取組	12	63.2	13	68.4	10	52.6	10	38.5
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	9	47.4	11	57.9	9	47.4	9	34.6
成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所内の体制強化	16	84.2	15	78.9	14	73.7	18	69.2
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	7	36.8	8	42.1	5	26.3	10	38.5
老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	12	63.2	13	68.4	12	63.2	11	42.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	17	89.5	18	94.7	17	89.5		
必要な福祉、保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	17	89.5	15	78.9	16	84.2		